

# 次世代 IT 労務月報

2025 年  
3 月号  
NO.31

発行者・文責



社会保険労務士 代表 井上 利明

〒501-1165 岐阜市西改田宮西 26-1 エス B101 号室  
 電話：090-2944-6028 FAX：058-234-0331  
 e-mail：inoue@next21it-sr.com H P：https://next21it-sr.com/



トピックス

- ◆最新・法改正情報（雇用保険率の引き下げについて）
- ◆トラックドライバーの労働時間規制について

## ● 最新・法改正情報（雇用保険率の引き下げについて）

厚生労働省の HP より、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの雇用保険率が下記の通り引下げられることになりました。4 月以降の給与締日からは、労働者側の負担額が変更されますので給与計算の際にはご注意ください。

また、労働保険料の概算保険料の算出に際してもこの雇用保険料率が適用されます。



(赤字は変更部分)

事業の種類	負担者	①	②		① + ② 雇用保険料率	
		労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ)	事業主負担	失業等給付・育児休業給付の保険料率		雇用保険二事業の保険料率
一般の事業		5.5/1,000	9/1,000	5.5/1,000	3.5/1,000	14.5/1,000
(令和 6 年度)		6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業		6.5/1,000	10/1,000	6.5/1,000	3.5/1,000	16.5/1,000
(令和 6 年度)		7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業		6.5/1,000	11/1,000	6.5/1,000	4.5/1,000	17.5/1,000
(令和 6 年度)		7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000

(枠内の下段は令和 5 年 4 月～令和 7 年 3 月の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

※法的な労働者への周知義務はございませんが、給与に関わる事項ですので作業場の見やすいところへの掲示や社内メール等での周知をお勧めいたします。

## ● トラックドライバーの労働時間規制について

道路貨物運送業は、脳・心臓疾患による労災支給決定件数が全業種において最も多く、**トラックドライバーの長時間・過重労働が課題**となっております。働き方改革により令和6年4月から時間外労働時間の上限規制が年960時間となっております。

主な内容

1年、1か月の拘束時間	<b>1年 3,300時間以内 1か月 284時間以内</b> ※労使協定により、次のとおり延長可（①②が条件） <b>1年：3,400時間以内</b> <b>1か月：310時間以内（年6か月まで）</b> ①284時間超は連続3か月まで ②1か月の時間外・休日労働時間が100時間未満となるよう努めること
1日の拘束時間	<b>13時間以内（上限15時間、14時間超は週2回までが目安）</b> 例外：宿泊を伴う長距離貨物運送（条件あり）の場合は16時間まで延長可（週2回まで）
1日の休息時間	<b>継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らないこと</b> 例外：宿泊を伴う長距離貨物運送の場合、継続8時間以上（週2回まで）但し、休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与える
運転時間	<b>2日平均 1日9時間以内</b> <b>2週平均 1週44時間以内</b>
連続運転時間	<b>4時間以内</b> <b>運転の中断時には原則として休憩を与える（1回概ね10分以上、合計30分以上）</b> <b>10分未満の運転の中断は、3回以上連続しない</b> 例外：SA、PA等に駐停車できないことにより、やむを得ず4時間を超える場合、4時間30分まで延長可



1. 1ヶ月の拘束時間は時間外労働及び休日労働を含め、原則月284時間までです。また、繁忙期対応を考慮し、最大月310時間まで延長可能です。

2. 1日あたり、1週当たりの運転時間の規制は、**特に長距離貨物運送の場合、無理な到着時間の設定や拘束を全て運転にすると告示違反**になる場合があります。

主な対策

- ① 予約システムの導入 ⇔ 納品日時の分散
- ② 高速道路利用促進 ⇔ リードタイム延長
- ③ フェリーの活用 ⇔ パレット化
- ④ 中継輸送の導入 ⇔ 積卸場所の集約



時間外労働、休日労働について

36協定で定める時間外労働の限度時間は1か月45時間及び1年360時間（1年単位の变形労働時間制による労働者については1か月42時間及び1年320時間）です。臨時的にこれを超えて労働させる必要がある場合であっても、自動車運転の業務については、1年960時間以内としなければなりません。提出書類は下記の様式で労働者代表と締結し、所轄労働基準監督署へ届出する必要があります。

- ・ 36協定（様式9号の3の4）（限度時間を超えない場合）
- ・ 36協定（様式9号の3の5）（限度時間を超える場合（特別条項））
- ・ 時間外労働及び休日労働に関する協定書